

平成28年6月八戸市議会定例会

提 出 議 案

6 月市議会定例会に付議すべき事件

議案第73号	平成28年度八戸市一般会計補正予算	別冊
議案第74号	平成28年度八戸市国民健康保険特別会計補正予算	別冊
議案第75号	平成28年度八戸市都市計画土地区画整理事業特別会計補正予算	別冊
議案第76号	平成28年度八戸市都市計画駐車場特別会計補正予算	別冊
議案第77号	八戸ブックセンター条例の制定について	5
議案第78号	八戸市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	11
議案第79号	八戸市基金の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	15
議案第80号	八戸市復興産業集積区域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例の制定について	17
議案第81号	承認企業立地計画に従って設置される施設に係る八戸市市税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例の制定について	19
議案第82号	八戸市地方活力向上地域における固定資産税の特別措置に関する条例の制定について	21
議案第83号	八戸市虐待等の防止に関する条例の一部を改正する条例の制定について	25
議案第84号	八戸市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	27
議案第85号	八戸市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について	31
議案第86号	八戸市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	33

議案第87号	八戸市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について -----	35
議案第88号	八戸市非常勤消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について -----	37
議案第89号	八戸市立市民病院条例の一部を改正する条例の制定について -----	39
議案第90号	八戸都市計画事業売市第一土地区画整理事業施行規程を廃止する条例の制定について -----	43
議案第91号	処分事件の報告及びその承認を求めることについて ----- (平成27年度八戸市一般会計補正予算の処分)	45
議案第92号	処分事件の報告及びその承認を求めることについて ----- (八戸市市税条例の一部を改正する条例の制定の処分)	47
議案第93号	(仮称)多賀地区多目的運動場整備土木工事(その1)請負の一部変更契約の締結について -----	51
議案第94号	指定ごみ袋の買入れについて -----	53
議案第95号	指定管理者の指定について -----	55
議案第96号	定住自立圏形成協定の変更について ----- (三戸町)	57
議案第97号	定住自立圏形成協定の変更について ----- (五戸町)	59
議案第98号	定住自立圏形成協定の変更について ----- (田子町)	61
議案第99号	定住自立圏形成協定の変更について ----- (南部町)	63
議案第100号	定住自立圏形成協定の変更について ----- (階上町)	65
議案第101号	定住自立圏形成協定の変更について ----- (新郷村)	67
議案第102号	定住自立圏形成協定の変更について ----- (おいらせ町)	69

議案第103号	三戸郡福祉事務組合の共同処理する事務の変更及び 規約の変更について	71
議案第104号	三戸郡福祉事務組合の共同処理する事務の変更に伴 う障害者支援施設明幸園の財産処分について	73
議案第105号	三戸郡福祉事務組合の共同処理する事務の変更に伴 う三戸郡地域生活支援センターの財産処分について	75
議案第106号	住居表示を実施すべき市街地の区域の変更について	77

議案第77号

八戸ブックセンター条例の制定について
八戸ブックセンター条例を別紙のとおり制定する。

平成28年6月7日 提出

八戸市長 小 林 眞

理 由

ブックセンターを設置し、その管理について必要な事項を定めるためのものである。

八戸ブックセンター条例

(趣旨)

第1条 この条例は、本と出会う新たな機会を創出することにより市民の豊かな心を育み、文化の薫り高いまちを目指すとともに、中心市街地の活性化に寄与するため、本を通じた市民交流及びまちづくりの拠点としてブックセンターを設置し、その管理について必要な事項を定めるものとする。

(ブックセンターの名称及び位置)

第2条 ブックセンターの名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 八戸ブックセンター
- (2) 位置 八戸市大字六日町16番地2

(事業)

第3条 ブックセンターは、次の事業を行う。

- (1) 本と出会う新たな機会の創出に関する事業
- (2) 本を通じた市民交流の推進に関する事業
- (3) 本を通じたまちづくりの推進に関する事業
- (4) 前3号に掲げる事業の情報発信及び関係機関との連携に関する事業
- (5) その他ブックセンターの設置目的を達成するために必要な事業

(使用の許可及び条件)

第4条 ブックセンターの施設のうち、ドリンクスタンド、読書会ルーム及びカンヅメブース(以下「許可施設」という。)を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、ブックセンターの管理上必要があると認めるときは、前項の許可に当たって、その使用について条件を付けることができる。

(使用者の決定方法)

第5条 許可施設のうち、ドリンクスタンドに係る前条第1項の許可に当たっては、あらかじめ市長が定める方法によりドリンクスタンドを使用する者を決定することができる。

(使用制限)

第6条 市長は、許可施設の使用が次の各号のいずれかに該当するときは、その使用を許可しない。

- (1) 風俗又は公益を害するおそれがあると認めるとき。
- (2) 建物又は附属物を損傷するおそれがあると認めるとき。

- (3) ブックセンターの管理に支障があると認めるとき。
- (4) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。
- (5) その他市長が不適當と認めるとき。

(使用条件の変更等)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、許可施設の使用条件を変更し、又はその使用を停止し、若しくは使用許可を取り消すことができる。

- (1) この条例若しくはこれに基づく規則又は使用許可の条件に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正の行為により使用の許可を受けたとき。
- (3) 使用の許可後前条各号のいずれかに該当することが判明し、又は該当することとなったとき。
- (4) 公益上やむを得ない理由が生じたとき。

2 前項の規定（第4号の場合は、災害等による緊急の必要があるときに限る。）により使用条件を変更し、又は使用を停止し、若しくは使用の許可を取り消した場合において、当該変更、停止又は取消しにより、第4条の規定により許可施設の使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）に損害を及ぼすことがあっても、市はその賠償の責めを負わない。

(使用料)

第8条 ブックセンターの使用料は、無料とする。ただし、ドリンクスタンドを使用する場合の使用料は、別表のとおりとする。

2 ドリンクスタンドの利用者は、使用料のうち、別表に定める基本使用料（以下この項において「基本使用料」という。）にあっては前納し、同表に定める売上歩合使用料にあっては規則で定める期限までに納付しなければならない。ただし、基本使用料について、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(使用料の還付)

第9条 既納の使用料は、還付しない。ただし、災害その他不可抗力により使用できなくなったとき、その他市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(目的外使用等の禁止)

第10条 利用者は、許可施設又は附属設備を、その許可を受けた目的以外の目的に使用し、又はその権利を他に転貸し、若しくは譲渡してはならない。

(特別設備の設置等の許可)

第11条 利用者が許可施設の使用に当たって、特別の設備を設置し、又は特殊物品の搬入を

しようとするときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

(使用者の原状回復義務)

第12条 使用者は、その使用を終わったとき、又は第7条第1項の規定により使用を停止されたとき、若しくは使用許可を取り消されたときは、直ちにその使用場所を原状に回復して返還しなければならない。ただし、同項第4号の場合において、市長がその義務を免除したときは、この限りでない。

2 使用者が前項本文の規定による義務を履行しないときは、市長がこれを代行し、使用者からその費用を徴収する。

(秩序保持)

第13条 使用者及びブックセンターの入館者は、ブックセンターの秩序保持及び施設の良好な保全に努めなければならない。

2 使用者及びブックセンターの入館者は、常に係員の指示に従わなければならない。

(入館の拒否等)

第14条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、入館を拒否し、退館を命じ、又はその他の必要な措置をとることができる。

(1) 感染性疾患があると認められる者

(2) ブックセンターの秩序又は公益を害するおそれがあると認められる者

(3) 係員の指示に従わない者

(4) その他管理上入館を不適當と認める者

(損害賠償)

第15条 ブックセンターの施設、設備等を損傷し、又は滅失した者は、市長の指示するところに従ってこれを原状に回復し、又はその損害の賠償をしなければならない。

(委任)

第16条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

附 則

1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

別表(第8条関係)

使用料

区分	基本使用料（月額）	売上歩合使用料（月額）
ドリンクスタンド	26,080円	月間売上額から40,120円を控除した額の100分の30に相当する額

備考

- 1 使用料は、基本使用料の額及び売上歩合使用料の額の合計額とする。
- 2 使用期間が1月に満たない場合の使用料は、次に掲げる日割基本使用料の額及び日割売上歩合使用料の額の合計額とする。
 - (1) 日割基本使用料 この表に定める基本使用料の月額を当該月の現日数で除して得た額に使用日数を乗じて得た額に相当する額
 - (2) 日割売上歩合使用料 当該月における売上額から調整控除額（この表に定める月間売上額から控除することとされている金額を当該月の現日数で除して得た額に使用日数を乗じて得た額をいう。）を控除した額にこの表に定める割合を乗じて得た額に相当する額
- 3 この表に基づいて算出した使用料の額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。
- 4 電気料、水道料等は、別に実費を徴収することができる。

議案第78号

八戸市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

八戸市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成28年6月7日 提出

八戸市長 小林 眞

理 由

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、市立学校の学校医等の公務上の災害に対する介護補償の額及び補償基礎額並びに傷病補償年金及び休業補償と他の法令による給付との調整率を引き上げるためのものである。

八戸市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例

八戸市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（昭和36年八戸市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第7条の2第2項第1号中「104,570円」を「104,950円」に改め、同項第2号中「56,790円」を「57,030円」に改め、同項第3号中「52,290円」を「52,480円」に改め、同項第4号中「28,400円」を「28,520円」に改める。

附則第3条第1項の表傷病補償年金の項及び同条第3項の表障害厚生年金等の項中「0.86」を「0.88」に改める。

「

別表中	6,003円	7,775円	9,450円	10,703円	11,573円	12,318円	を
	5,068円	6,050円	6,783円	7,950円	8,850円	9,313円	

」

「

	6,083円	7,845円	9,490円	10,743円	11,608円	12,350円	に改める。
	5,133円	6,110円	6,815円	7,980円	8,878円	9,340円	

」

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第7条の2第2項の規定は、平成28年4月1日以後に支給すべき理由が生じた介護補償について適用し、同日前に支給すべき理由が生じた介護補償については、なお従前の例による。
- 3 改正後の附則第3条第1項の表及び同条第3項の表の規定は、平成28年4月1日以後に支給すべき理由が生じた傷病補償年金及び休業補償並びに同日前に支給すべき理由が生じた傷病補償年金で同日以後の期間について支給すべきものについて適用し、同日前に支給すべき理由が生じた傷病補償年金で同日前の期間について支給すべきもの及び同日前に支給すべき理由が生じた休業補償については、なお従前の例による。
- 4 改正後の別表の規定は、平成27年4月1日以後に支給すべき理由が生じた公務災害補償並びに同日前に支給すべき理由が生じた傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金で同

日以後の期間について支給すべきものの補償基礎額について適用し、その他の公務災害補償の補償基礎額については、なお従前の例による。

議案第79号

八戸市基金の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
八戸市基金の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成28年6月7日 提出

八戸市長 小 林 眞

理 由

貿易振興基金を設置するためのものである。

八戸市基金の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

八戸市基金の設置及び管理に関する条例（昭和38年八戸市条例第51号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1号を加える。

(28) 貿易振興基金 貿易振興資金

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第80号

八戸市復興産業集積区域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

八戸市復興産業集積区域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例
を別紙のとおり制定する。

平成28年6月7日 提出

八戸市長 小 林 眞

理 由

東日本大震災復興特別区域法第43条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部改正に伴い、固定資産税の課税免除の対象となる施設等の新設又は増設に係る期間を延長するためのものである。

八戸市復興産業集積区域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する
条例

八戸市復興産業集積区域における固定資産税の特別措置に関する条例（平成24年八戸市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第2条中「平成28年3月31日」を「平成29年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第81号

承認企業立地計画に従って設置される施設に係る八戸市市税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例の制定について

承認企業立地計画に従って設置される施設に係る八戸市市税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成28年6月7日 提出

八戸市長 小林 眞

理 由

企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第20条の地方公共団体等を定める省令の一部改正に伴い、固定資産税の課税免除の対象となる施設の設置等に係る期限の起算日である基本計画の同意日の期限を延長するためのものである。

承認企業立地計画に従って設置される施設に係る八戸市市税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例

承認企業立地計画に従って設置される施設に係る八戸市市税の特別措置に関する条例（平成20年八戸市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「平成28年3月31日」を「平成29年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第82号

八戸市地方活力向上地域における固定資産税の特別措置に関する条例の制定について
八戸市地方活力向上地域における固定資産税の特別措置に関する条例を別紙のとおり制定する。

平成28年6月7日 提出

八戸市長 小 林 眞

理 由

認定地域再生計画に記載されている地方活力向上地域内において、認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画に従って特定業務施設を新設し、又は増設した者について、当該特定業務施設の用に供する家屋等に対する固定資産税について不均一の課税をするためのものである。

八戸市地方活力向上地域における固定資産税の特別措置に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方税法（昭和25年法律第226号）第6条第2項の規定に基づき、地域再生法（平成17年法律第24号。以下「法」という。）第7条第1項に規定する認定地域再生計画（以下「認定地域再生計画」という。）に記載されている法第5条第4項第5号に規定する地方活力向上地域（以下「地方活力向上地域」という。）における固定資産税の特別措置について必要な事項を定めるものとする。

(不均一課税)

第2条 認定地域再生計画が公示された日（地域再生法の一部を改正する法律（平成27年法律第49号）の施行の日以後最初に公示された日に限る。以下「公示日」という。）から平成30年3月31日までの期間内に、法第17条の2第3項の規定に基づき、同条第1項に規定する地方活力向上地域特定業務施設整備計画の認定を受けた事業者（同条第1項第1号に掲げる事業を実施する者に限る。）であって、当該認定を受けた日から同日の翌日以後2年を経過する日まで（同日までに同条第6項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで）の間に、同条第4項に規定する認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画に従って法第5条第4項第5号に規定する特定業務施設（地域再生法施行規則（平成17年内閣府令第53号）第8条各号に掲げる業務施設のいずれかに該当するものに限る。以下「特定業務施設」という。）の用に供する地域再生法第17条の6の地方公共団体等を定める省令（平成27年総務省令第73号）第2条第1号に規定する特別償却設備（以下「特別償却設備」という。）を、地方活力向上地域内において新設し、又は増設したものについて、当該特別償却設備である家屋又は構築物及び償却資産並びに当該家屋又は構築物の敷地である土地（公示日以後に取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があった場合における当該土地に限る。第6条において「特別償却設備資産」という。）に対して課する固定資産税について不均一の課税（以下「不均一課税」という。）をする。

(不均一課税の期間及び税率)

第3条 前条の規定による不均一課税の期間は、固定資産税を課すべき最初の年度（当該固定資産を特定業務施設の用に供した日の属する年の翌年（当該日が1月1日である場合においては、当該日の属する年）の4月1日の属する年度。以下「初年度」という。）以後3箇年度とする。

2 前条の規定による不均一課税の税率は、八戸市市税条例（昭和25年八戸市条例第25号）

第35条の2の規定にかかわらず、初年度においては100分の0.14、初年度の翌年度においては100分の0.35、初年度の翌々年度においては100分の0.7とする。

(不均一課税の申請及び決定)

第4条 第2条の規定により不均一課税の措置を受けようとする者は、規則で定める申請書を、不均一課税の措置を受けようとする年度の賦課期日の属する年の1月31日までに市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請書の提出があったときは、不均一課税の可否及びその額を決定して当該申請者に通知するものとする。

(不均一課税の取消し)

第5条 市長は、第2条の規定により不均一課税の措置を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該不均一課税の措置を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請その他不正な行為があったとき。
- (2) この条例及びこの条例に基づく規則に違反したとき。

(適用除外)

第6条 八戸市中小企業振興条例(昭和53年八戸市条例第11号)第5条第1項の助成金(特別償却設備資産に係るものに限る。)、八戸市優良事業の誘致の促進に関する条例(平成17年八戸市条例第31号)第5条第1項第2号の税軽減奨励金(特別償却設備資産に係るものに限る。)又は八戸市企業立地促進条例(昭和59年八戸市条例第30号)第6条の操業奨励金(特別償却設備資産に係るものに限る。)の交付を受けた者は、当該特別償却設備資産に係る不均一課税の措置を受けることができない。

第7条 不均一課税の措置を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、この条例の規定は、適用しない。

- (1) 市税の滞納があるとき。
- (2) その他市長がこの条例の規定を適用することが適当でないとき。

(委任)

第8条 この条例の施行に関して必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行し、平成27年11月27日から適用する。

(八戸市中小企業振興条例の一部改正)

2 八戸市中小企業振興条例の一部を次のように改正する。

第13条に次の1項を加える。

- 2 第5条第1項の助成金（八戸市地方活力向上地域における固定資産税の特別措置に関する条例（平成28年八戸市条例第 号）第2条に規定する特別償却設備資産に係るものに限る。）は、同条の規定により不均一課税の措置（当該特別償却設備資産に係るものに限る。）を受けた者に対しては、交付しない。

（八戸市企業立地促進条例の一部改正）

- 3 八戸市企業立地促進条例の一部を次のように改正する。

第13条に次の1項を加える。

- 4 操業奨励金（八戸市地方活力向上地域における固定資産税の特別措置に関する条例（平成28年八戸市条例第 号）第2条に規定する特別償却設備資産に係るものに限る。）は、同条の規定により不均一課税の措置（当該特別償却設備資産に係るものに限る。）を受けた者に対しては、交付しない。

（八戸市優良事業の誘致の促進に関する条例の一部改正）

- 4 八戸市優良事業の誘致の促進に関する条例の一部を次のように改正する。

第9条に次の1項を加える。

- 2 税軽減奨励金（八戸市地方活力向上地域における固定資産税の特別措置に関する条例（平成28年八戸市条例第 号）第2条に規定する特別償却設備資産に係るものに限る。）は、同条の規定により不均一課税の措置（当該特別償却設備資産に係るものに限る。）を受けた者に対しては、交付しない。

議案第83号

八戸市虐待等の防止に関する条例の一部を改正する条例の制定について
八戸市虐待等の防止に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成28年6月7日 提出

八戸市長 小 林 眞

理 由

虐待等防止対策会議の職務にいじめ防止対策推進法第30条第2項の規定による調査に関する事項を追加するためのものである。

八戸市虐待等の防止に関する条例の一部を改正する条例

八戸市虐待等の防止に関する条例（平成23年八戸市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「図る」の次に「とともに、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第30条第2項の規定による調査を行う」を加え、同条第3項中「前2項」を「前3項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 会議は、市長の諮問に応じ、法第30条第2項の規定による調査を行い、その結果を答申する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第84号

八戸市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

八戸市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成28年6月7日 提出

八戸市長 小林 眞

理 由

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、小規模保育事業所A型等における職員の配置基準の特例を設けるとともに、避難用の屋内階段の基準に係る規定の整備をするためのものである。

八戸市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

八戸市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年八戸市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第28条第7号イの表4階以上の階の部避難用の項及び第43条第8号イの表4階以上の階の部避難用の項中「外気に向かって開くことのできる窓若しくは排煙設備（同条第3項第1号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他有効に排煙することができるものと認められるものに限る。）を有する付室」を「付室（階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）」に、「同条第3項第2号、第3号及び第9号」を「同条第3項第3号、第4号及び第10号」に改める。

附則に次の見出し及び4条を加える。

（小規模保育事業所A型及び保育所型事業所内保育事業所の職員配置に係る特例）

第6条 保育の需要に応ずるに足りる保育所、認定こども園（子ども・子育て支援法第27条第1項の確認を受けたものに限る。）又は家庭的保育事業等が不足している事情に鑑み、当分の間、第29条第2項各号に定める数の合計数又は第44条第2項各号に定める数の合計数が1となるときは、第29条第2項又は第44条第2項に規定する保育士の数を1人以上とすることができる。ただし、配置される保育士の数が1人となるときは、当該保育士に加えて、保育士と同等の知識及び経験を有すると市長が認める者を置かなければならない。

第7条 前条の事情に鑑み、当分の間、第29条第2項又は第44条第2項に規定する保育士の数の算定については、幼稚園教諭若しくは小学校教諭又は養護教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条第2項に規定する普通免許状をいう。）を有する者を、保育士とみなすことができる。

第8条 附則第6条の事情に鑑み、当分の間、1日につき8時間を超えて開所する小規模保育事業所A型又は保育所型事業所内保育事業所（以下この条において「小規模保育事業所A型等」という。）において、開所時間を通じて必要となる保育士の総数が当該小規模保育事業所A型等に係る利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を超えるときは、第29条第2項又は第44条第2項に規定する保育士の数の算定については、保育士と同等の知識及び経験を有すると市長が認める者を、開所時間を通じて必要となる保育士の総数から利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を差し引いて得た数の範囲で、保育士とみなすことができる。

第9条 前2条の規定を適用するときは、保育士の数（前2条の規定の適用がないとした場合

の第29条第2項又は第44条第2項により算定されるものをいう。)の3分の2以上の数の保育士(法第18条の18第1項の登録を受けた者をいい、第29条第3項若しくは第44条第3項又は前2条の規定により保育士とみなされる者を除く。)を置かなければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第85号

八戸市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
八戸市介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成28年6月7日 提出

八戸市長 小 林 眞

理 由

介護予防・日常生活支援総合事業を開始する日を繰り上げるためのものである。

八戸市介護保険条例の一部を改正する条例

八戸市介護保険条例（平成12年八戸市条例第13号）の一部を次のように改正する。
附則第8条中「平成29年3月31日」を「平成28年9月30日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第86号

八戸市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
八戸市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成28年6月7日 提出

八戸市長 小林 眞

理 由

地方税法施行令の一部改正に伴い、基礎課税額及び後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を引き上げるとともに、国民健康保険税の減額に係る基準を緩和し、その他所要の改正をするためのものである。

八戸市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

八戸市国民健康保険税条例（昭和30年八戸市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項ただし書中「52万円」を「54万円」に改め、同条第3項ただし書中「17万円」を「19万円」に改める。

第24条中「52万円」を「54万円」に、「17万円」を「19万円」に改め、同条第2号中「26万円」を「265,000円」に改め、同条第3号中「47万円」を「48万円」に改める。

第27条第2項第1号を次のように改める。

(1) 住所及び氏名

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の八戸市国民健康保険税条例の規定は、平成28年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成27年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第87号

八戸市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について
八戸市印鑑条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成28年6月7日 提出

八戸市長 小 林 眞

理 由

個人番号カードを利用した多機能端末機等による印鑑登録証明書の交付に係る規定の整備
をするためのものである。

八戸市印鑑条例の一部を改正する条例

八戸市印鑑条例（昭和61年八戸市条例第45号）の一部を次のように改正する。

第12条第2項中「前項の」を「前2項の規定による」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。以下この項及び次条において同じ。）の交付を受けた登録者が自ら印鑑登録証明書の交付を申請するときは、印鑑登録証に代えて個人番号カードを添付することができる。第12条の次に次の1条を加える。

（多機能端末機による印鑑登録証明書の交付）

第12条の2 前条の規定にかかわらず、個人番号カードの交付を受けた登録者は、自ら個人番号カードを利用し、多機能端末機（本市の電子計算機と電気通信回線で接続された民間事業者が設置する端末機であって、印鑑登録証明書等を自動的に交付する機能を有するものをいう。）に当該個人番号カードに係る暗証番号（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第2条第5項に規定する利用者証明利用者符号を利用するために用いる暗証番号をいう。）その他必要な事項を入力することにより、印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができる。

附 則

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。
- 2 八戸市手数料条例（昭和27年八戸市条例第13号）の一部を次のように改正する。
別表30の項中「第12条第2項」を「第12条第3項又は第12条の2」に改める。

議案第88号

八戸市非常勤消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について
八戸市非常勤消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成28年6月7日 提出

八戸市長 小林 眞

理 由

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、非常勤消防団員等の公務上の災害に対する傷病補償年金及び休業補償と他の法令による給付との調整率を引き上げるためのものである。

八戸市非常勤消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

八戸市非常勤消防団員等公務災害補償条例（昭和31年八戸市条例第54号）の一部を次のように改正する。

附則第5条第2項の表1の項中「0.86」を「0.88」に改め、同表2の項中「0.91（第1級又は第2級）」を「0.92（第1級）」に、「0.90」を「0.91」に改め、同条第5項の表中「0.86」を「0.88」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の八戸市非常勤消防団員等公務災害補償条例（以下「新条例」という。）附則第5条第2項及び第5項の規定は、平成28年4月1日以後に支給すべき理由が生じた八戸市非常勤消防団員等公務災害補償条例第4条第3号に規定する傷病補償年金（以下「傷病補償年金」という。）及び同条第2号に規定する休業補償（以下「休業補償」という。）並びに同日前に支給すべき理由が生じた同日以後の期間に係る傷病補償年金について適用し、同日前に支給すべき理由が生じた同日前の期間に係る傷病補償年金及び同日前に支給すべき理由が生じた休業補償については、なお従前の例による。
- 3 平成28年4月1日からこの条例の施行の日の前日までの間に改正前の八戸市非常勤消防団員等公務災害補償条例附則第5条第2項及び第5項の規定により支給された傷病補償年金及び休業補償は、新条例による傷病補償年金及び休業補償の内払とみなす。

議案第89号

八戸市立市民病院条例の一部を改正する条例の制定について
八戸市立市民病院条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成28年6月7日 提出

八戸市長 小 林 眞

理 由

非紹介患者初診料及び再診加算料の額を改定し、その他所要の改正をするためのものである。

八戸市立市民病院条例の一部を改正する条例

八戸市立市民病院条例（昭和33年八戸市条例第53号）の一部を次のように改正する。

「

別表中	非紹介患者初診料	厚生労働大臣の定める評価療養及び選定療養（平成18年厚生労働省告示第495号）第2条第4号に規定する他の病院又は診療所からの文書による紹介がない場合において行われる初診	1回につき	2,000円	を
	再診加算料	厚生労働大臣の定める評価療養及び選定療養第2条第5号に規定する他の病院（病床数が200未満のものに限る。）又は診療所に対して文書による紹介を行う旨の申出を行った場合において行われる再診	1回につき	350円	

」

「

非紹介患者初診料	厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養（平成18年厚生労働省告示第495号）第2条第4号に規定する他の病院又は診療所からの文書による紹介がない場合において行われる初診	医科	1回につき	5,000円	に改め、
		歯科	1回につき	3,000円	
再診加算料	厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養第2条第5号に規定する他の病院（病床数が200未満のものに限る。）又は診療所に対して文書による紹介を行う旨の申出を行った場合において行われる再診	医科	1回につき	2,500円	
		歯科	1回につき	1,500円	

」

同表備考第2項ただし書及び第3項ただし書中「とき」の次に「その他管理者が別に定めると

き」を加える。

附 則

- 1 この条例は、平成28年10月1日から施行する。
- 2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の初診に係る非紹介患者初診料及び同日以後の再診に係る再診加算料について適用する。

議案第90号

八戸都市計画事業売市第一土地区画整理事業施行規程を廃止する条例の制定について
八戸都市計画事業売市第一土地区画整理事業施行規程を廃止する条例を別紙のとおり制定する。

平成28年6月7日 提出

八戸市長 小 林 眞

理 由

八戸都市計画事業売市第一土地区画整理事業の終了に伴い、当該事業に係る施行規程を廃止するためのものである。

八戸都市計画事業売市第一土地区画整理事業施行規程を廃止する条例

八戸都市計画事業売市第一土地区画整理事業施行規程（昭和51年八戸市条例第44号）は、
廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第91号

処分事件の報告及びその承認を求めることについて
地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり処分したから報告し、承認を求める。

平成28年6月7日 提出

八戸市長 小 林 眞

理 由

市債の決定、市税、地方消費税交付金、地方交付税及び退職手当の増額並びに財政調整基金等の積立てのため、平成27年度八戸市一般会計補正予算を定めることを処分したものについて、その承認を求めるものである。

処分第13号

平成27年度八戸市一般会計補正予算を定めることの処分について

平成27年度八戸市一般会計補正予算を次のとおり定めることを地方自治法第179条第1項の規定により処分する。

平成28年3月31日

八戸市長 小 林 眞

平成27年度八戸市一般会計補正予算 別冊

議案第92号

処分事件の報告及びその承認を求めることについて
地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり処分したから報告し、承認を求める。

平成28年6月7日 提出

八戸市長 小林 眞

理 由

地方税法の一部改正に伴い、再生可能エネルギー発電設備に係る固定資産税の課税標準の特例に関する規定の整備その他所要の改正をすることを処分したものについて、その承認を求めるためのものである。

処分第14号

八戸市市税条例の一部を改正する条例の制定の処分について
八戸市市税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することを地方自治法第179条第
1項の規定により処分する。

平成28年3月31日

八戸市長 小 林 眞

八戸市市税条例の一部を改正する条例

八戸市市税条例（昭和25年八戸市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第33条の2中「又は第12号の固定資産」を「若しくは第12号の固定資産又は同項第16号の固定資産（独立行政法人労働者健康安全機構が設置する医療関係者の養成所において直接教育の用に供するものに限る。）」に、「独立行政法人労働者健康福祉機構」を「独立行政法人労働者健康安全機構」に改める。

第33条の6第1項中「又は第12号」を「、第12号又は第16号」に改める。

附則第8条の2第4項中「第15条第2項第6号」を「第15条第2項第7号」に改め、同条中第6項を第11項とし、第5項を第10項とし、第4項の次に次の5項を加える。

- 5 法附則第15条第33項第1号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。
- 6 法附則第15条第33項第1号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。
- 7 法附則第15条第33項第2号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。
- 8 法附則第15条第33項第2号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。
- 9 法附則第15条第33項第2号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

附則第8条の3第8項第5号中「費用」の次に「及び令附則第12条第36項に規定する補助金等」を加える。

附 則

第1条 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

第2条 別段の定めがあるものを除き、改正後の八戸市市税条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、平成28年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成27年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

- 2 新条例附則第8条の2第5項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に新たに取得された地方税法等の一部を改正する等の法律（平成28年法律第13号）第1条の規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号。以下「新法」という。）附則第15条第33項第1号イに規定する設備に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産

税について適用する。

- 3 新条例附則第8条の2第6項の規定は、施行日以後に新たに取得された新法附則第15条第33項第1号ロに規定する設備に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 4 新条例附則第8条の2第7項の規定は、施行日以後に新たに取得された新法附則第15条第33項第2号イに規定する設備に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 5 新条例附則第8条の2第8項の規定は、施行日以後に新たに取得された新法附則第15条第33項第2号ロに規定する設備に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 6 新条例附則第8条の2第9項の規定は、施行日以後に新たに取得された新法附則第15条第33項第2号ハに規定する設備に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 7 新条例附則第8条の3第8項第5号の規定は、施行日以後に改修された新法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修住宅又は同条第10項に規定する区分所有に係る家屋に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

議案第93号

（仮称）多賀地区多目的運動場整備土木工事（その1）請負の一部変更契約の締結について

（仮称）多賀地区多目的運動場整備土木工事（その1）の請負について、別紙のように一部変更契約を締結する。

平成28年6月7日 提出

八戸市長 小林 眞

理 由

先に請負契約を締結した（仮称）多賀地区多目的運動場整備土木工事（その1）について、設計変更により契約額を変更するためのものである。

契約額「1,028,447,280円」を「1,166,782,320円」に変更する。

議案第94号

指定ごみ袋の買入れについて
別紙のとおり指定ごみ袋を買い入れる。

平成28年6月7日 提出

八戸市長 小 林 眞

理 由

指定ごみ袋を買い入れるためのものである。

1 品名及び数量

品名	数量
家庭系可燃物用45リットル	5,798,000枚
家庭系可燃物用30リットル	2,976,000枚
家庭系可燃物用20リットル	1,104,000枚
家庭系不燃物用45リットル	208,000枚
家庭系不燃物用30リットル	160,000枚
家庭系不燃物用20リットル	48,000枚
ボランティア可燃物用45リットル	78,000枚
計	10,372,000枚

2 買入金額 67,754,232円

議案第95号

指定管理者の指定について
別紙のとおり指定管理者を指定する。

平成28年6月7日 提出

八戸市長 小 林 眞

理 由

地方自治法第244条の2第3項の規定により、多賀多目的運動場の管理を行う指定管理者を指定するためのものである。

1 公の施設の名称

八戸市多賀多目的運動場

2 指定管理者

八戸スポーツ・地域振興グループ

代表者

八戸市南郷大字市野沢字市野沢35番地

株式会社ヴァンラーレ八戸

代表取締役 細 越 健太郎

構成員

八戸市石堂二丁目21番地2

特定非営利活動法人八戸市サッカー協会

会長 伊 藤 順 悦

構成員

東京都渋谷区千駄ヶ谷五丁目14番9号

テルウェル東日本株式会社

代表取締役社長 三 和 千 之

3 指定の期間

平成28年10月1日から平成31年3月31日まで

議案第96号

定住自立圏形成協定の変更について
三戸町との間において締結した定住自立圏形成協定を別紙のとおり変更する。

平成28年6月7日 提出

八戸市長 小 林 眞

理 由

八戸市議会の議決すべき事件を定める条例第2条第2号の規定により、三戸町との間において締結した定住自立圏形成協定について、新たに連携する取組の追加その他所要の変更をするためのものである。

定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定書

八戸市（以下「甲」という。）と三戸町（以下「乙」という。）は、平成21年9月24日に締結した定住自立圏の形成に関する協定（以下「原協定」という。）の一部を変更する協定を次のとおり締結する。

第1条 原協定第3条第1号アに次のように加える。

(イ) 総合的な医療・健康対策の充実

a 取組の内容

総合的な医療・健康対策の充実を図るため、関連する機能を集約した拠点施設として（仮称）八戸市総合保健センターを整備し、圏域住民の利用に供する。

b 役割分担

(a) 甲の役割

（仮称）八戸市総合保健センターを整備・運営することとし、必要な費用を負担するとともに、乙及び関係町村と連携し、圏域内における利活用を推進する。

(b) 乙の役割

（仮称）八戸市総合保健センターについて、甲及び関係町村と連携し、圏域内における利活用を推進する。

第2条 原協定第3条第1号ウ(イ) a中「（仮称）八戸地域畜産関連産業振興ビジョン」を「八戸地域畜産関連産業振興ビジョン」に改める。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 八戸市内丸一丁目1番1号

八戸市

市長 小林 眞

乙 三戸町大字在府小路町43番地

三戸町

町長 竹原 義人

議案第97号

定住自立圏形成協定の変更について
五戸町との間において締結した定住自立圏形成協定を別紙のとおり変更する。

平成28年6月7日 提出

八戸市長 小 林 眞

理 由

八戸市議会の議決すべき事件を定める条例第2条第2号の規定により、五戸町との間において締結した定住自立圏形成協定について、新たに連携する取組の追加その他所要の変更をするためのものである。

定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定書

八戸市（以下「甲」という。）と五戸町（以下「乙」という。）は、平成21年9月24日に締結した定住自立圏の形成に関する協定（以下「原協定」という。）の一部を変更する協定を次のとおり締結する。

第1条 原協定第3条第1号アに次のように加える。

(イ) 総合的な医療・健康対策の充実

a 取組の内容

総合的な医療・健康対策の充実を図るため、関連する機能を集約した拠点施設として（仮称）八戸市総合保健センターを整備し、圏域住民の利用に供する。

b 役割分担

(a) 甲の役割

（仮称）八戸市総合保健センターを整備・運営することとし、必要な費用を負担するとともに、乙及び関係町村と連携し、圏域内における利活用を推進する。

(b) 乙の役割

（仮称）八戸市総合保健センターについて、甲及び関係町村と連携し、圏域内における利活用を推進する。

第2条 原協定第3条第1号ウ(イ) a中「（仮称）八戸地域畜産関連産業振興ビジョン」を「八戸地域畜産関連産業振興ビジョン」に改める。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 八戸市内丸一丁目1番1号

八戸市

市長 小林 眞

乙 五戸町字古館21番地1

五戸町

町長 三浦 正名

議案第98号

定住自立圏形成協定の変更について
田子町との間において締結した定住自立圏形成協定を別紙のとおり変更する。

平成28年6月7日 提出

八戸市長 小 林 眞

理 由

八戸市議会の議決すべき事件を定める条例第2条第2号の規定により、田子町との間において締結した定住自立圏形成協定について、新たに連携する取組の追加その他所要の変更をするためのものである。

定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定書

八戸市（以下「甲」という。）と田子町（以下「乙」という。）は、平成21年9月24日に締結した定住自立圏の形成に関する協定（以下「原協定」という。）の一部を変更する協定を次のとおり締結する。

第1条 原協定第3条第1号アに次のように加える。

(イ) 総合的な医療・健康対策の充実

a 取組の内容

総合的な医療・健康対策の充実を図るため、関連する機能を集約した拠点施設として（仮称）八戸市総合保健センターを整備し、圏域住民の利用に供する。

b 役割分担

(a) 甲の役割

（仮称）八戸市総合保健センターを整備・運営することとし、必要な費用を負担するとともに、乙及び関係町村と連携し、圏域内における利活用を推進する。

(b) 乙の役割

（仮称）八戸市総合保健センターについて、甲及び関係町村と連携し、圏域内における利活用を推進する。

第2条 原協定第3条第1号ウ(イ) a中「（仮称）八戸地域畜産関連産業振興ビジョン」を「八戸地域畜産関連産業振興ビジョン」に改める。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 八戸市内丸一丁目1番1号

八戸市

市長 小林 眞

乙 田子町大字田子字天神堂平81番地

田子町

町長 山本 晴美

議案第99号

定住自立圏形成協定の変更について
南部町との間において締結した定住自立圏形成協定を別紙のとおり変更する。

平成28年6月7日 提出

八戸市長 小 林 眞

理 由

八戸市議会の議決すべき事件を定める条例第2条第2号の規定により、南部町との間において締結した定住自立圏形成協定について、新たに連携する取組の追加その他所要の変更をするためのものである。

定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定書

八戸市（以下「甲」という。）と南部町（以下「乙」という。）は、平成21年9月24日に締結した定住自立圏の形成に関する協定（以下「原協定」という。）の一部を変更する協定を次のとおり締結する。

第1条 原協定第3条第1号アに次のように加える。

(ウ) 総合的な医療・健康対策の充実

a 取組の内容

総合的な医療・健康対策の充実を図るため、関連する機能を集約した拠点施設として（仮称）八戸市総合保健センターを整備し、圏域住民の利用に供する。

b 役割分担

(a) 甲の役割

（仮称）八戸市総合保健センターを整備・運営することとし、必要な費用を負担するとともに、乙及び関係町村と連携し、圏域内における利活用を推進する。

(b) 乙の役割

（仮称）八戸市総合保健センターについて、甲及び関係町村と連携し、圏域内における利活用を推進する。

第2条 原協定第3条第1号ウ(イ) a中「（仮称）八戸地域畜産関連産業振興ビジョン」を「八戸地域畜産関連産業振興ビジョン」に改める。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 八戸市内丸一丁目1番1号

八戸市

市長 小林 眞

乙 南部町大字苫米地字下宿23番地1

南部町

町長 工藤 祐直

議案第100号

定住自立圏形成協定の変更について

階上町との間において締結した定住自立圏形成協定を別紙のとおり変更する。

平成28年6月7日 提出

八戸市長 小林 眞

理 由

八戸市議会の議決すべき事件を定める条例第2条第2号の規定により、階上町との間において締結した定住自立圏形成協定について、新たに連携する取組の追加その他所要の変更をするためのものである。

定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定書

八戸市（以下「甲」という。）と階上町（以下「乙」という。）は、平成21年9月24日に締結した定住自立圏の形成に関する協定（以下「原協定」という。）の一部を変更する協定を次のとおり締結する。

第1条 原協定第3条第1号アに次のように加える。

(ウ) 総合的な医療・健康対策の充実

a 取組の内容

総合的な医療・健康対策の充実を図るため、関連する機能を集約した拠点施設として（仮称）八戸市総合保健センターを整備し、圏域住民の利用に供する。

b 役割分担

(a) 甲の役割

（仮称）八戸市総合保健センターを整備・運営することとし、必要な費用を負担するとともに、乙及び関係町村と連携し、圏域内における利活用を推進する。

(b) 乙の役割

（仮称）八戸市総合保健センターについて、甲及び関係町村と連携し、圏域内における利活用を推進する。

第2条 原協定第3条第1号ウ(ウ) a中「（仮称）八戸地域畜産関連産業振興ビジョン」を「八戸地域畜産関連産業振興ビジョン」に改める。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 八戸市内丸一丁目1番1号

八戸市

市長 小林 眞

乙 階上町大字道仏字天当平1番地87

階上町

町長 浜谷 豊美

議案第101号

定住自立圏形成協定の変更について
新郷村との間において締結した定住自立圏形成協定を別紙のとおり変更する。

平成28年6月7日 提出

八戸市長 小 林 眞

理 由

八戸市議会の議決すべき事件を定める条例第2条第2号の規定により、新郷村との間において締結した定住自立圏形成協定について、新たに連携する取組の追加その他所要の変更をするためのものである。

定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定書

八戸市（以下「甲」という。）と新郷村（以下「乙」という。）は、平成21年9月24日に締結した定住自立圏の形成に関する協定（以下「原協定」という。）の一部を変更する協定を次のとおり締結する。

第1条 原協定第3条第1号アに次のように加える。

(ウ) 総合的な医療・健康対策の充実

a 取組の内容

総合的な医療・健康対策の充実を図るため、関連する機能を集約した拠点施設として（仮称）八戸市総合保健センターを整備し、圏域住民の利用に供する。

b 役割分担

(a) 甲の役割

（仮称）八戸市総合保健センターを整備・運営することとし、必要な費用を負担するとともに、乙及び関係町と連携し、圏域内における利活用を推進する。

(b) 乙の役割

（仮称）八戸市総合保健センターについて、甲及び関係町と連携し、圏域内における利活用を推進する。

第2条 原協定第3条第1号ウ(イ) a中「（仮称）八戸地域畜産関連産業振興ビジョン」を「八戸地域畜産関連産業振興ビジョン」に改める。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 八戸市内丸一丁目1番1号

八戸市

市長 小林 眞

乙 新郷村大字戸来字風呂前10番地

新郷村

村長 須藤 良美

議案第102号

定住自立圏形成協定の変更について

おいらせ町との間において締結した定住自立圏形成協定を別紙のとおり変更する。

平成28年6月7日 提出

八戸市長 小 林 眞

理 由

八戸市議会の議決すべき事件を定める条例第2条第2号の規定により、おいらせ町との間において締結した定住自立圏形成協定について、新たに連携する取組の追加その他所要の変更をするためのものである。

定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定書

八戸市（以下「甲」という。）とおいらせ町（以下「乙」という。）は、平成21年9月24日に締結した定住自立圏の形成に関する協定（以下「原協定」という。）の一部を変更する協定を次のとおり締結する。

第1条 原協定第3条第1号アに次のように加える。

(ウ) 総合的な医療・健康対策の充実

a 取組の内容

総合的な医療・健康対策の充実を図るため、関連する機能を集約した拠点施設として（仮称）八戸市総合保健センターを整備し、圏域住民の利用に供する。

b 役割分担

(a) 甲の役割

（仮称）八戸市総合保健センターを整備・運営することとし、必要な費用を負担するとともに、乙及び関係町村と連携し、圏域内における利活用を推進する。

(b) 乙の役割

（仮称）八戸市総合保健センターについて、甲及び関係町村と連携し、圏域内における利活用を推進する。

第2条 原協定第3条第1号ウ(イ) a中「（仮称）八戸地域畜産関連産業振興ビジョン」を「八戸地域畜産関連産業振興ビジョン」に改める。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 八戸市内丸一丁目1番1号

八戸市

市長 小林 眞

乙 おいらせ町中下田135番地2

おいらせ町

町長 三村 正太郎

議案第103号

三戸郡福祉事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の変更について

地方自治法第286条第1項の規定により、平成29年4月1日から三戸郡福祉事務組合の共同処理する事務を変更し、三戸郡福祉事務組規約を次のとおり変更する。

平成28年6月7日 提出

八戸市長 小 林 眞

理 由

地方自治法第286条第1項の規定により、三戸郡福祉事務組合の共同処理する事務の変更及びこれに伴う規約の変更をし、並びに同組合の解散における事務承継の方法について定めるため規約の変更をすることについて協議するものである。

三戸郡福祉事務組合同規約の一部を変更する規約

三戸郡福祉事務組合同規約（昭和45年青森県指令第339号）の一部を次のように変更する。

第3条中「次に掲げる事務」を「障害者支援施設やまばと寮の設置及び管理運営に関する事務」に改め、同条各号を削る。

本則に次の1条を加える。

（解散に伴う事務承継）

第10条 組合の解散に伴う事務の承継については、組合市町村が議会の議決を経てする協議をもって定める。

附 則

この規約は、平成29年4月1日から施行する。

議案第104号

三戸郡福祉事務組合の共同処理する事務の変更に伴う障害者支援施設明幸園の財産処分
について

地方自治法第289条の規定により、三戸郡福祉事務組合の共同処理する事務のうち障害者支援施設明幸園の設置及び管理運営に関する事務を廃止することに伴う財産処分を次のとおり定める。

平成28年6月7日 提出

八戸市長 小 林 眞

理 由

地方自治法第289条の規定により、三戸郡福祉事務組合の共同処理する事務の変更に伴う障害者支援施設明幸園の財産の処分について協議するためのものである。

1 処分する財産

障害者支援施設明幸園の建物等

(1) 建物

ア 所在

青森県三戸郡五戸町大字倉石中市字小渡88番2

イ 構造及び床面積

- (ア) 本館 コンクリートブロック造（一部鉄筋コンクリート造）平屋建 1,925.21平方メートル
- (イ) 体育館 鉄骨造平屋建 353.65平方メートル
- (ウ) 作業棟 鉄骨造平屋建 105.22平方メートル
- (エ) 旧職員住宅 コンクリートブロック造平屋建 102.06平方メートル
- (オ) 旧独身寮 コンクリートブロック造平屋建 62.94平方メートル
- (カ) 陶芸木工作業棟 木造（一部コンクリートブロック造）平屋建 91平方メートル
- (キ) 会議室棟 プレハブ造平屋建 50.51平方メートル

ウ その他

ポンプ室、プロパン庫等

(2) 車両及び物品一式

2 処分の相手

青森県八戸市大字尻内町字鴨ヶ池117番地1

社会福祉法人サポートセンター虹

理事長 湖 東 正 美

3 処分の方法

無償譲渡

4 処分期日

平成29年4月1日

議案第105号

三戸郡福祉事務組合の共同処理する事務の変更に伴う三戸郡地域生活支援センターの財産処分について

地方自治法第289条の規定により、三戸郡福祉事務組合の共同処理する事務のうち三戸郡地域生活支援センターの設置及び管理運営に関する事務を廃止することに伴う財産処分を次のとおり定める。

平成28年6月7日 提出

八戸市長 小林 眞

理 由

地方自治法第289条の規定により、三戸郡福祉事務組合の共同処理する事務の変更に伴う三戸郡地域生活支援センターの財産の処分について協議するためのものである。

1 処分する財産

三戸郡地域生活支援センターの土地及び建物等

(1) 土地

ア 所在 青森県三戸郡五戸町字市川道十文字 1 番16

イ 地目 宅地

ウ 面積 188.96平方メートル

(2) 建物

ア 所在 青森県三戸郡五戸町字市川道十文字 1 番地16

イ 構造 鉄筋コンクリート造陸屋根 3 階建

ウ 床面積 1 階 113.54平方メートル

2 階 136.12平方メートル

3 階 136.12平方メートル

(3) 車両及び物品一式

2 処分の相手

青森県八戸市大字尻内町字鴨ヶ池117番地 1

社会福祉法人サポートセンター虹

理事長 湖 東 正 美

3 処分の方法

無償譲渡

4 処分期日

平成29年 4 月 1 日

議案第106号

住居表示を実施すべき市街地の区域の変更について

昭和48年3月24日に議決された議案第45号「住居表示を実施すべき市街地の区域及び当該区域内の住居表示の方法について」の一部を別紙のように変更する。

平成28年6月7日 提出

八戸市長 小 林 眞

理 由

先に議決を得た本市における住居表示を実施すべき市街地の区域に大字田向の一部を加えるためのものである。

当市における住居表示を実施すべき市街地の区域に別図の区域を加える。

八戸市住居表示実施計画図
面積：3,375.5ha



